

(5) 触れ合い活動の場

35 - 01 p.62、「テニスコート等のスポーツ施設については、・・・、注目すべき触れ合い活動の場としては取り扱っていない」という判断は、あまりにも環境影響評価を狭くとらえたものである。少なくともスポーツ施設利用者の状況を把握した上で会期中の問題点を解決するよう検討すべきである。

《 見 解 》

環境影響評価における「触れ合い活動の場」は、生活環境や自然環境の保全に加え、人と自然との豊かな触れ合いについても環境保全の対象とされたことを受けて、環境要素の一つに位置付けられています。このことから、本博覧会の環境影響評価においても、愛知青少年公園の身近な自然を利用している活動に着目して現地調査を行っております。

35 - 02 p.95、注目すべき触れ合い活動の場に対する利用者の評価の表に、利用者が1万人にもものぼる「オリエンテーリングコース」が欠落している。「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」p.147には明記してあるのに、なぜ隠すのか。触れ合い活動の総合評価を下げるための手段なのか。

《 見 解 》

愛知青少年公園におけるオリエンテーリング利用者については、ウォーキングコースとして主に園路を利用しているため、ウォーキングコース等の園路利用者のデータに含めて検討しております。